

# 悪臭防止法第3条に基づく規制地域の指定及び同法第4条に基づく 規制基準の設定について（概要）

平成23年11月30日  
水・大気環境課

このことについて、土地利用状況の変化、悪臭の苦情状況及び各市町村の意向等を踏まえ、下記のとおり規制地域及び規制基準の一部改正等を行いました。

## 記

### 1 根拠法令

- (1) 地域の指定：悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号、以下「法」という。）第3条
- (2) 規制基準の設定：法第4条

### 2 法に基づく規制地域の一部改正等について

下表の3市2町について、法に基づく規制地域の一部改正等を行い、うち1市2町において特定悪臭物質規制を、2市において臭気指数規制を定めた。

市町村名	指定地域	概要
二本松市	米沢字観音堂及びその周辺地域	規制地域の新たな指定（追加） （特定悪臭物質規制）※1
南相馬市	鹿島区南海老及びその周辺地域	規制地域の新たな指定（追加） （臭気指数規制）※2
伊達市	伏黒及びその周辺地域	規制地域の拡大 （臭気指数規制）※2
鏡石町	池ノ原及び周辺地域他	規制地域の拡大 （特定悪臭物質規制）※1
塙町	大字常世中野及びその周辺地域	規制地域の新たな指定（新規） （特定悪臭物質規制）※1

※1 H23.10.28 付け福島県告示第509号

※2 H23.10.28 付け福島県告示第510号

### 3 施行期日

平成24年3月1日